



Title	はしがき
Author(s)	鈴木, 賢
Citation	北大法学論集, 46(1), 148-149
Issue Date	1995-06-22
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15604">http://hdl.handle.net/2115/15604</a>
Type	bulletin (article)
File Information	46(1)_p148-149.pdf



[Instructions for use](#)

一九九二年度から始まった文部省科学研究費助成による国際共同研究「東アジア文化と近代法——日本と韓国の比較研究を通じて」は、九四年度をもって、予定の三年間を経過し、一応の締めくくりを迎えた。九四年度は一月に日本側のメンバーが訪韓して、韓国・雪嶽山において合同の研究会を行い、さらにソウルに場を移してソウル大学校において学部学生・大学院生を対象としてわれわれのプロジェクトのメンバーである今井弘道、千葉正士が本プロジェクトと同様の関心にもとづいて講演を行った。今回は合同研究会での報告に若干筆を加えた千葉正士の論稿、それにソウル大学校での講演を再現する今井弘道報告、それに九三年二月に札幌・豊平館で行った合同研究会の報告の基になった梁承斗による現代韓国人の法意識に関する論稿を掲載する。

まず、梁教授の「現代韓国人の法意識に関する一考察」は、直接的には朴秉濠教授還暦記念『韓国法史学論叢Ⅱ』（ソウル・博英社、一九九一年）所収の論文の翻訳であるが、前記研究会における梁教授の報告とは異なる内容を含んでいるゆえに、本欄において紹介するのも許されるものと考え、筆者の承諾を

得て訳出したものである。本稿は現代韓国において近代法がどの程度根づいているのか、またはいないのか、そしてその原因は何であり、克服へ向けていかなる処方箋がありうるのかを、このテーマに関して韓国を代表する学者である筆者の見解が集中的に示されている。いかに人治を脱し、法治へ至るかということをお実現すべき課題として強く意識する梁教授の問題関心は、ひろく非西洋社会において近代法を導入しようとする際に遭遇しうる普遍的な問題に波及するものである。韓国の場合は日本帝国主義による近代法制定の歪曲という特殊な条件ともからんでより複雑であるが、経済的に韓国を追いかけて近代化に励むアジア諸国の法の近代化にとつても参考になる視点が開示されていて、興味深い。なお、翻訳は岡克彦氏（北海道大学大学院法学研究科博士後期課程）にお願いした。

千葉「アイデンティティ法原理の探求」は、筆者が年来、非西洋法理解のためのキー概念として提唱してきた個々の法文化の性格を規定する最終原理であるアイデンティティ法原理にかんして、日本と韓国について具体化を試みたものである。日本法についてはそれを「アメンバー性情況主義」、韓国法については「ハヌニム性正統主義」であると概括する。そのほかイギリス、ドイツ、フランス、アメリカ、インド、スリランカ、中

国についても大胆にそれぞれのアイデンティティ法原理を仮説的に抽出しており、広く比較法学、法社会学、法人類学、法哲学の各分野からの検証が期待される。

今井「現代日本における政治意識・法意識をめぐる一考察」は、純粋な儒教原理にはむしろ悖るともいえる日本独特な「イエ」型集団主義が新憲法の制定にもかかわらず、実は戦前・戦後を通じていかに命脈を維持してきたかを説得的に論じたうえで、それを市民的政治文化の成熟によって克服するための具体的作業として、アジアと日本の対比がいかに有用であるかを力説するものである。日本的集団主義の克服がストレートに西歐化を意味するものではないとする視点とともに、やはり非西洋社会の「近代化」に共通する論点を理論的に扱っており、もとは学生向けの講演だったとはいえ、日本におけるアジア研究の意義をトータルに考える上で裨益するところが大きいと思われる。なお、韓国では『法哲学と社会哲学』第三集（ソウル・教育科学社、一九九四年）に翻訳の上、掲載されている。

（文責 鈴木 賢）